

第2章 保健医療圏

第1節 保健医療圏の役割

1 保健医療圏設定の趣旨

- 保健医療資源の効率的かつ適正な配置による有効活用を図り、県民が保健医療サービスを受けられる保健医療提供体制の構築を図る地域的単位として保健医療圏を設定します。
- 保健医療圏の設定は、県民に対する保健医療サービスの提供や県民の受診が制限されるものではありません。

2 一次保健医療圏(区域:市町村)

- 住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療，疾病の予防，健康管理などに関する保健医療サービスを提供する圏域です。
- 次のような保健医療サービスが提供されます。
 - ・ かかりつけ医，かかりつけ歯科医によるプライマリ・ケア（かかりつけ医・歯科医による初期診療）など，日常的で頻度の高い疾病の診療
 - ・ 市町村保健センター等を中心とした健康管理，疾病の予防活動等身近な保健サービスの提供
 - ・ かかりつけ薬剤師・薬局における一元的・継続的な服薬管理，健康相談等

3 二次保健医療圏(区域:図表 2-2-2 参照)

- 高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療のサービス提供と確保等を行う圏域です。
- 次のような保健医療施策の実施，保健医療サービスの提供が求められます。
 - ・ 一般病床及び療養病床の整備
 - ・ 保健医療施設の機能分担・連携の促進，地域医療支援病院の整備
 - ・ 5疾病5事業^{*1}及び在宅医療に係る医療連携体制の整備

4 三次保健医療圏(区域:県全域)

- 高度・特殊な医療や，広域的に実施すべき保健医療サービス等の提供と確保を行う圏域です。
- 次のような保健医療施策の実施，保健医療サービスの提供が求められます。
 - ・ 精神病床，感染症病床及び結核病床の整備
 - ・ 広域災害・救急医療体制の構築

*1 5疾病：がん，脳卒中，心筋梗塞等の心血管疾患，糖尿病，精神疾患
5事業：救急医療，災害医療，離島・へき地医療，周産期医療，小児・小児救急医療

第2節 二次保健医療圏の設定

1 二次保健医療圏設定の基本的な考え方

ア 基本的な考え方

二次保健医療圏とは、高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療サービス等の提供が可能な圏域のことです。

圏域見直しの検討に当たっては、全国に先行した高齢化・過疎化の進行など本県の地域特性も考慮しました。

イ 二次保健医療圏の見直しの検討に当たっての視点

- ・ 一定規模の人口及び面積を有するか
- ・ 一定時間内に医療機関へのアクセスが可能な区域であるか
- ・ 一定以上の入院医療が充足されているか
- ・ 二次救急医療が提供されている区域であるか
- ・ 医療連携体制の構築が可能な区域であるか など

ウ 見直しの検討結果

次の理由から、いずれの圏域も現行の二次保健医療圏を維持することが適当と判断しました。

【主な理由】

- ・ 平成20年3月に、二次保健医療圏を12から9に見直したが、これ以降の域内入院患者の充足率や救急搬送体制の状況などからみて圏域を見直すべき情勢変化がないこと
- ・ 現圏域単位で、医療連携体制の合意形成が図られているとともに、「県地域医療構想（平成28年11月）」に基づき、現圏域単位で設置した地域医療構想調整会議において、医療機関相互の協議が進行中であること
- ・ 本県は高齢化・過疎化が進行しているため、圏域を統合すると、面積の広大化や都市部への医療資源の集中化に伴い、住民の医療機関へのアクセス等に支障が生じる可能性があること

2 二次保健医療圏の区域

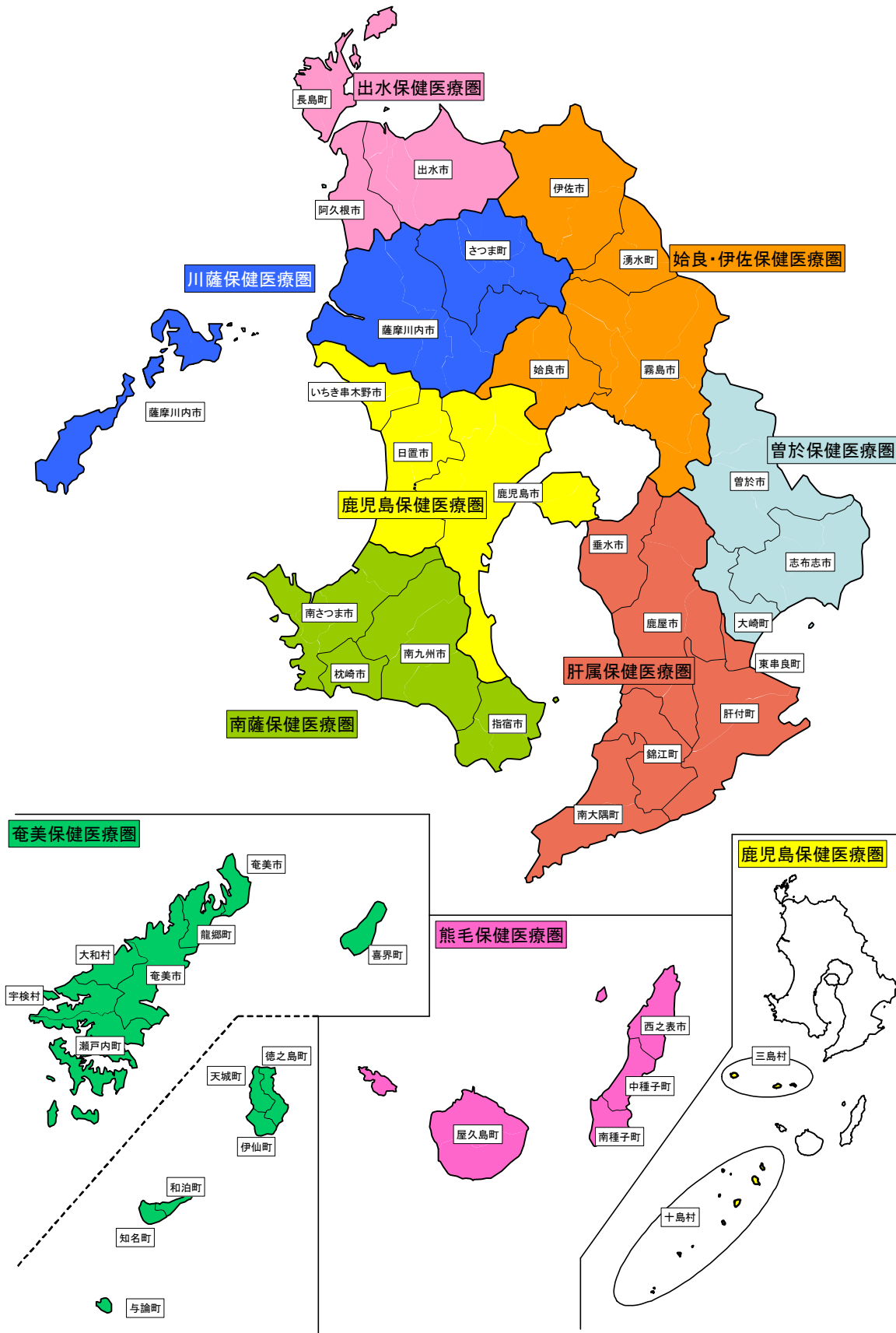
二次保健医療圏の区域は、これまでどおり9圏域としました。

【図表2-2-1】医療法第30条の4第2項第12号に規定する本県の二次保健医療圏の区域

二次保健医療圏		人口 (人)	面積 (km ²)
圏域名	圏域内市郡		
鹿児島保健医療圏	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	679,508	1,045.4
南薩保健医療圏	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	135,668	865.1
川薩保健医療圏	薩摩川内市, 薩摩郡	118,476	986.8
出水保健医療圏	阿久根市, 出水市, 出水郡	85,387	580.5
始良・伊佐保健医療圏	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡	238,167	1,371.3
曾於保健医療圏	曾於市, 志布志市, 曾於郡	81,277	781.1
肝属保健医療圏	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡	156,787	1,322.9
熊毛保健医療圏	西之表市, 熊毛郡	42,760	993.7
奄美保健医療圏	奄美市, 大島郡	110,147	1,240.2
9圏域	43市町村(19市20町4村)	1,648,177	9,186.9

[人口：平成27年国勢調査，面積：国土交通省国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」]

【図表2-2-2】鹿児島県二次保健医療圏



第3節 基準病床数

基準病床数は、医療法第30条の4第2項第14号の規定に基づき定めるもので、医療法施行規則第30条の30の規定により、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は県全域において、次のとおり定めます。

【図表2-3-1】 基準病床数

(単位：床)

病床種別	圏 域 名	基準病床数	既存病床数	
			うち療養病床数	
療養病床 及 び 一般病床	鹿児島保健医療圏	8,434	11,003	3,580
	南薩保健医療圏	833	2,427	1,088
	川薩保健医療圏	961	1,515	625
	出水保健医療圏	789	993	426
	始良・伊佐保健医療圏	1,976	3,370	1,648
	曾於保健医療圏	522	938	586
	肝属保健医療圏	1,747	1,959	583
	熊毛保健医療圏	214	444	11
	奄美保健医療圏	959	1,714	585
	計	16,435	24,363	9,132
精神病床	県 全 域	8,046	9,527	
結核病床	県 全 域	111	111	
感染症病床	県 全 域	45	45	

(注) 既存病床数は、平成30年1月1日現在